

仙台市 児童手当の制度改革に関するお知らせ

令和4年6月から児童手当の制度が一部改正されます。
大切な2つのお知らせになりますので、必ずご確認ください。

- 1 手当の支給について“所得上限限度額”が設けられます。**
所得が所得上限限度額以上の場合、手当が支給されなくなります。
- 2 現況届の提出が原則として不要になります。**
現況届により毎年6月1日の状況を確認していましたが、令和4年度から裏面(2)に該当する方を除き、提出は不要となります。

○変更となる部分の詳細について

(1) 所得上限限度額について

〔イメージ図〕

①所得制限限度額 ②所得上限限度額〔新設〕

令和4年5月分まで	児童手当 (10,000円または15,000円)	特例給付 (5,000円)	特例給付 (5,000円)
令和4年6月分から	児童手当 (10,000円または15,000円)	特例給付 (5,000円)	支給なし

制度改正

- 令和4年6月分から、児童手当の受給者の所得が下表の②所得上限限度額の所得額以上の場合、受給資格が喪失となり、手当が支給されなくなります。
- 受給資格の喪失後、翌年度の所得が②所得上限限度額を下回った場合には、**改めて児童手当の申請が必要**になりますので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		〔新設〕 ②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万 円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※「児童手当の受給者」は、児童の父または母（あるいは養育者）のうち、生計中心者（所得が高い方）になります。

※「収入額の目安」は、収入が給与収入のみの場合です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得を確認します。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限りま）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

裏面も必ずご確認ください。

(2) 現況届が必要な方について

- ▶ 仙台市で6月1日の状況を住民票等により確認できない場合、**現況届の提出が必要**です。以下の方には、仙台市から6月中旬頃にご案内を発送します。また、現況届とは別途、必要書類の提出をお願いすることがあります。
 - ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が仙台市と異なる方
 - ②戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
 - ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
 - ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
 - ⑤その他、仙台市から提出のご案内があった方

児童手当のお手続きのご案内

- ▶ 次のような変更が生じた場合、速やかにお手続きをお願いします。
 - ①受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
 - ②養育する児童数が変わったとき(出生・養子縁組・児童を養育しなくなった等)
 - ③受給者が婚姻したとき、離婚したとき、亡くなったとき
 - ④受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき
 - ⑤3歳未満の児童を養育する受給者の加入する年金が変わったとき
(自営業から転職し、会社勤めになったため、新たに厚生年金に加入した等)
 - ⑥児童が施設に入所したとき、施設から退所したとき
 - ⑦国内で児童を養育している方が、「父母指定者」の指定を受けるとき
 - ⑧国内で児童を養育している方が、「未成年後見人」として選任されたとき
- ▶ 生計中心者が公務員の方は、勤務先(所属庁)から手当が支給されます。次のような変更が生じた場合、その**翌日から15日以内**に現住所の市区町村と勤務先(所属庁)それぞれに児童手当のお手続きをお願いします。
 - ・公務員になった場合
 - ・退職等により、公務員でなくなった場合
 - ・公務員ではあるが、外部への派遣等で勤務先から手当が支給されない場合
- ▶ お手続きが遅れた場合、手当を受けられない月が生じますので、ご注意ください。